

# とやま中央会 FAX 情報

2021. 5. 6 発行 №606

## 令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業 募集のご案内

全国中小企業団体中央会では、中小企業組合等課題対応支援事業を募集しています。この事業は、中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、中小企業組合等が行う、これを改善するための取組みに対して、支援を行います。

第2次募集より補助対象となる団体に一般財団法人が追加となりました。

### 1. 補助対象となる事業

- (1) 中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展・開催事業を含む）
- (2) 組合等情報ネットワークシステム開発事業
- (3) 連合会（全国組合）等研修事業

### 2. 補助金額、補助率

- (1) 中小企業組合等活路開拓事業
  - ・大規模・高度型  
上限 2,000万円（下限100万円）
  - ・通常型  
上限 1,200万円（下限100万円）
  - ・展示会出展・開催事業  
上限 1,200万円（下限なし）
- (2) 組合等情報ネットワークシステム開発事業
  - ・大規模・高度型  
上限 2,000万円（下限100万円）
  - ・通常型  
上限 1,200万円（下限100万円）
- (3) 連合会（全国組合）等研修事業  
上限 300万円（下限なし）

※大規模・高度型は、補助金申請予定額が1,200万円を超え、なおかつ事業終了後3年間以

内に組合等又は組合員等の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」又は「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業が該当します。

### 3. 補助率

補助対象経費の6/10の範囲内（全事業共通）

### 4. 補助対象経費

事業ごとに対象となる経費科目が異なります。下記URLより募集要綱をダウンロードいただき、「補助金交付の対象となる経費」をご確認ください。

<https://www.chuokai.or.jp/josei/kadai/kadaitaiou-index.html>

※補助対象となる団体は、募集要綱よりご確認ください。

### 5. 募集期間

第2次募集

令和3年4月1日（木）～5月28日（金）

第3次募集

令和3年7月16日（金）～8月13日（金）

### 6. 応募書類送付先

応募書類は上記URLよりダウンロードいた

だき、必要事項をご記入のうえ、下記(各事業係)へ郵便等による送付にてご提出ください。

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル

全国中小企業団体中央会 振興部(活路/展示会/NW/連合会研修)係宛

※申請先は上記となりますが、事業目的達成を支援するため、富山県中小企業団体中央会が伴走型支援を行います。また、応募内容・書類等に関する情報は富山県中小企業団体中央会と共有することに同意することが必要となります。

## 7. お問い合わせ

富山県中小企業団体中央会

TEL. 076-424-3686

## ◇ 新型コロナ特例リスケジュールのご相談について

富山県中小企業再生支援協議会では、新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

### 1. 新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール

- (1) 一括して既存債務の元金返済猶予要請  
資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認のうえで、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。
- (2) 資金繰り計画策定における金融機関調整  
中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権

者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行ったうえで、既往債権者の合意形成をサポートします。

### (3) 資金繰りの継続サポート

特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

## 2. 支援の流れ※(1)～(6)は原則無料です。

- (1) 富山県中小企業再生支援協議会へ電話  
(TEL. 076-444-5663)
- (2) 必要書類を窓口へ提出  
相談申込書、売上減の実態が分かる書類、借入についてわかる資料等
- (3) 専門家がヒアリング
- (4) 専門家が金融機関に電話  
支援姿勢の確認(複数銀行可)
- (5) 複数行一括して元金返済猶予の要請  
⇒既存債務の元金払いをストップ
- (6) 資金繰り計画を策定し、特例リスケジュール計画が成立

## 3. お問い合わせ先

富山県中小企業再生支援協議会

TEL. 076-444-5663

FAX. 076-444-5618

## ◇ アフターコロナを見据えた観光地域づくり支援事業費補助金制度のご案内

富山県ではアフターコロナを見据えた高付加価値な観光地域づくりを推進するための補助金制度を実施しています。

県内観光事業者等が取り組む新商品・サービスの開発、販路開拓・売上向上、リピーターの獲得、安全・安心で満足度の高い受入環境整備など、

---

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

観光需要の喚起や観光消費の増加に資する事業に要する経費の一部を助成します。

## 1. 補助対象者

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行者
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）の営業許可を得た宿泊事業者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の届出をした住宅宿泊事業者
- (3) 観光土産品の製造及び販売を行う事業者
- (4) その他、専ら観光客への商品・サービスを提供する事業者

## 2. 補助事業

- (1) 新商品・サービス開発  
富山ならではの観光資源や特産品の魅力を活かした商品開発、現地旅行商品や宿泊プランの造成 等
- (2) 販路開拓・売上向上・リピーター獲得  
インターネット販売サイトの作成、キャッシュレス対応、メニュー表記の多言語対応、オンラインイベントの開催 等
- (3) 安全・安心で満足度の高い受入環境整備  
感染防止対策（換気システム導入、非接触式チェックインシステムの導入 等）、設備改修・導入（ワーケーション環境の整備、業務効率化に資するIoT・AI技術の活用）等
- (4) その他事業

上記の他、知事が特に必要と認める事業

## 3. 補助対象経費

開発費、モニターツアー費、謝金・旅費、広報費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、借料、機械装置等経費、その他経費

## 4. 補助率

小規模企業者：補助対象経費の3/4

中小企業者：補助対象経費の2/3

その他企業者：補助対象経費の1/2

※小規模企業者、中小企業者は中小企業基本法上の範囲による。

※その他企業者は中小、小規模企業者のい

れにもあてはまらない企業者。

## 5. 申請方法等

### (1) 事前相談

申請にあたっては、内容確認等のため、県観光戦略課（TEL. 076-444-3500）に事前にご相談ください。

#### ●相談期間

第1期：令和3年4月26日（月）～5月27日（木）

第2期：令和3年8月2日（月）～9月28日（火）（予定）

### (2) 申請方法

申請書類を作成のうえ、県観光戦略課（申請先は下記6. ご申請先・お問い合わせ先 参照）に郵送又は持参してください。

#### ●申請期間

第1期：令和3年4月26日（月）～5月31日（月）

第2期：令和3年8月2日（月）～9月30日（木）（予定）

## 6. ご申請先・お問い合わせ先

富山県地方創生局観光振興室観光戦略課  
観光地域づくり推進担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

県庁南別館2階

TEL. 076-444-3500

FAX. 076-444-4404

## ◇ 地域ブランド活用補助制度のご案内

富山県では、事業協同組合等による地域ブランドの活用を促進するため、地域団体商標などいわゆる「地名入り商標」の出願に要する経費に対して補助する地域ブランド活用補助制度を実施しています。

### 1. 補助対象者

「地域団体商標」の出願については商標法の定める要件を備えた事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人。

地名入りの「団体商標」の出願については同法の定める要件を備えた一般社団法人その他の社団及び事業協同組合等。

## 2. 施策の内容

### (1) 対象経費

特許庁に支払う出願手数料(特許印紙代)、出願及び先行調査に要する弁理士又は弁護士の手数料

### (2) 補助率等

補助率は対象経費の合計額の1/2。  
ただし、100千円を上限とする。

## 3. 手続きの流れ

(1) 交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)を添付して商工企画課(下記3.ご提出先・お問い合わせ先 参照)に提出してください。共同出願の場合は代表者選任書(様式第3号)を添付してください。

(2) 県で内容を審査して交付するか否かを決定します。

(3) 交付決定されたときは、商標登録出願後、実績報告書に事業成績書(様式第4号)及び収支精算書(様式第5号)を添付して商工企画課へ提出してください。

(4) 県で内容が適正であることを確認後、補助金額の確定通知を送付するとともに補助金を交付します。

※各様式については、下記URLよりダウンロードしてください。

<https://www.pref.toyama.jp/1301/sangyou/shoukoukensenetsu/shoukougyou/kj00004985.htm>  
1

## 3. ご提出先・お問い合わせ先

富山県商工労働部商工企画課  
デザイン・クリエイティブ産業振興班  
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
県庁東別館3階

TEL: 076-444-3242

FAX: 076-444-4401

◇ 外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ  
職場の新型コロナウイルス感染症対策が外国人労働者の皆さんにも「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合があります。そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することがなによりも重要です。

外国人労働者の皆さんが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ることが出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイスを努めてください。

厚生労働省では、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語(英語、中国語(簡体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語)に翻訳しました。



各言語のチェックリストはこちらから↑

新型定期預金  
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835